患者さん・ご家族のみなさんへ



医師による病状説明等の実施時 間について

医師の長時間労働に伴う健康被害につきましては、全国的な社会問題となっており、当院においても医療の質を高く保ちつつ、持続的な医療を確保するため、厚生労働省の指導のもと、医師の働き方改革の取り組みが求められております。

患者さん及びご家族への 病状や手術等の説明は

平日の医師勤務時間内

 $8:30 \sim 17:00$

に実施させていただきますので、 何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※ なお、病状の変化により説明が必要な場合は、 これまでどおり随時対応させていただきます。

平成30年10月 病院長

